

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

|           |   | 作成年度  | 令和5年度  | 次回見直し予定 | 令和10年度 |
|-----------|---|---|--|---------|--------|
| 条 例 名     | 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例  |   |  |         |        |
| 条 例 番 号   | 平成25年神奈川県条例第14号   | 法 規 集   | 第6編第1章第5節  |         |        |
| 所 管 室 課   | 福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課   |   |  |         |        |
| 条 例 の 概 要 | 社会福祉法第65条第1項の規定に基づき、軽費老人ホームの設備の規模及び構造並びに運営に関する基準を定めている。   |   |  |         |        |
| 検 討       | 視 点   | 検 討 内 容   |  |         | 備 考    |
|           | 必要性<br>（現在でも必要な条例か。）  | 老人福祉法により、省令の規定する基準に基づき、これを標準とし、又は参酌して軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を条例で定めることとされており、必要な条例である。  |  |         |        |
|           | 有効性<br>（現行の内容で課題が解決できるか。）   | 本条例に基づき、軽費老人ホームの開設の許認可を行っており、有効に機能している。   |  |         |        |
|           | 効率性<br>（現行の内容で効率的といえるか。）  | 本条例で定める設備及び運営に関する基準は、明確かつ限定的であり、効率的なものである。  |  |         |        |
|           | 基本方針<br>適合性<br>（県政の基本的な方針に適合しているか。）   | 本条例で定める事項は、「かながわグランドデザイン」第3期実施計画の「IV 健康・福祉」の主要施策「介護保険制度の円滑な運営と適切なサービス提供」及び「第9期かながわ高齢者保健福祉計画」の施策である「第4節 介護保険サービス等の適切な提供とその基盤づくり」に寄与するものであり、県政の基本方針に適合している。 |  |         |        |
|           | 適法性<br>（憲法、法令に抵触しないか。）  | 老人福祉法により、省令の規定する基準に基づき、これを標準とし、又は参酌して軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を条例で定めるもので、当然、その内容は憲法、法令に抵触しない。  |  |         |        |
|           | その他   | 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準等が一部改正され令和6年4月1日に施行されることから、所要の改正を行う。  |  |         |        |
| 見直し結果     | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。</li> <li>2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。</li> <li>3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。</li> <li>4 改正及び運用の改善等を検討する。</li> <li>5 廃止を検討する。</li> </ol> |   | <p style="text-align: center;">理 由 等</p> <p>条例の運用上の課題は見受けられないため。</p> |         |        |